

三原市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正について

1 改正理由

三原市地域公共交通活性化協議会規約第 12 条第 4 項の「事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める」の規定に基づき、三原市地域公共交通活性化協議会事務局規程（以下「事務局規程」という。）を定めている。

事務局規程第 3 条第 2 項には「事務局長は、三原市生活環境部生活環境課長をもって充てる」とあり、第 4 条第 3 号には事務局長は「1 件 50 万円未満の予算の執行」について専決できるとなっている。

一方、三原市では各種協議会等の会計事務取扱要領を定めており、「収入・支出調書の決裁は、必ず部局長が行う」こととなっている。

このため、当協議会の予算の執行についても、金額に関わらず、全て部長決裁とすることとし、事務局規程を一部改正する。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 改正後事務局規程

三原市地域公共交通活性化協議会事務局規程（改正後）のとおり

三原市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。</p> <p>(3) <u>1件50万円未満の予算の執行。</u></p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p>

(改正後)

## 三原市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成21年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、三原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局員その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、三原市生活環境部生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、三原市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、三原市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、三原市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
三原市地域公共交通活性化協議会会長之印	三原市地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

改正附則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則

この改正規程は、平成29年7月1日から施行する。